

## 【求人票作成・雇用時のお願い】

- 賃金は、山形県の最低賃金**時給900円**以上に設定してください（試用期間含む）。
- 求人数につきましては、過年度働いていた方や知り合いの方等へのご確認、お声掛けをして頂いた上で**必要最低人数**をご報告ください。
- 農協の短期傷害共済・労災保険など**保険等の加入**についてご配慮ください。近年、作業中の事故が多発しています。労働者が安心できる労働環境の整備をお願いします。
- 他県からの求職者より、交通費・宿泊費の有無を問われることが多くなっております。雇用条件として**交通費・宿泊費の一部支給のご検討**をお願いします。
- 毎年、求人数に対して求職者数が少ない状況となっております。**紹介人数が希望雇用人数に満たない、または紹介できない場合**があります。ご容赦の程お願いいたします。
- 給料（時給や支払日など）・勤務時間などの雇用条件は、あらかじめ求職者と確認してください。特に、給料面は後にトラブルの原因になりやすいため注意してください。「労働条件通知書」を営農センターに準備しておりますのでご活用ください。
- 求職者につきましては、農作業経験のない方からの求職希望が大半を占めております。受け入れ体制にご配慮願いますとともに、紹介後に条件に合わないと判断され、途中解雇する場合は速やかに決断し、直接当人へご連絡くださいますようお願い申し上げます。

### 【求人票作成での注意点】

- 求人数：人数のみ記載ください。「男性1名」など性別を指定する事はできません。
- 仕事内容：必ず作業内容の記入をお願いします。  
⇒（例）「さくらんぼ収穫、箱詰など」
- 就労場所：「畑」「園地」「作業小屋」「自宅付近」などの記入は認められません。  
⇒（例）「東根市東根地区内」
- 雇用期間：「終わるまで」など曖昧な表現は認められません。  
⇒（例）「6月1日～7月10日」
- 試用期間：試用期間を設ける場合は必ず記入してください。試用期間中の賃金も最低賃金以上になるように設定してください。  
⇒（例）「3日間、賃金は同じ」「なし」
- 就業時間：何時何分まで記入しなければなりません。休憩時間も記入してください。  
⇒（例）「8：00～17：00（内休憩 午前15分 昼60分 午後15分）」
- 休日：「休みなし」「雨天時休み」「相談の上」は、法律に違反します。  
⇒（例）「週1回」 ※曜日については求職者と相談し決定して構いません。

### 【関係機関 WEB サイトへの情報提供の同意について】

農協関係機関の WEB サイト「おいしい山形で働きませんか」にて、求人情報の公開を行っております。WEB サイトでの情報公開により、さらなる求職者数確保が期待できます。求人票にて情報公開への同意をお尋ねしますので、該当欄への記入をお願いいたします。

※WEB サイトでは、法定上、求人者名の表記ができませんので、農協での受付番号で表示されます。求人者名以外の情報は表示されます。